

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 届出状況については、社会保険事務局において閲覧に供することとしている。
- 保険医療機関数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年
病院	施設数	9,145	9,171	9,119
	病床数	1,531,444	1,541,682	1,554,105
有床診療所	施設数	15,172	13,282	13,829
	病床数	174,423	164,346	162,826

1 初診料関係

(1) 紹介患者加算 (病院における紹介患者を診療するという機能を評価し、初診料に加算)

	施設基準の説明	届出医療機関数 (病院数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
紹介患者加算1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率80%以上 ・ 特定機能病院：紹介率80%以上 	40	47	69
紹介患者加算2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率60%以上 ・ 特定機能病院：紹介率60%以上 	14	20	27
紹介患者加算3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率50%以上 ・ 地域医療支援病院以外の病院：紹介率50%以上 	183	213	251
紹介患者加算4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・ 地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 	783	929	1,041
紹介患者加算5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率20%以上 ・ 地域医療支援病院以外の病院：紹介率20%以上 	555	539	585

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群1～5、II群3～5に区分	6,240	6,067	5,903	
		17,352	16,874	16,433	
		808,157	782,908	752,324	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における看護配置・看護師比率、看護補助配置に応じて1及び2に区分 ※ 平成16年改正 3～7の区分を廃止	3,325	3,510	3,715	
		4,487	4,807	4,993	
		172,348	179,940	191,979	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	318	300	287	
		415	386	354	
		16,414	14,601	12,545	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	1,458	1,448	1,439	
		4,401	4,446	4,086	
		249,330	240,103	228,584	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般、結核又は精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群の1及び2、II群1～3に区分	一般病棟	82	81	81
			1,475	1,448	1,457
			67,283	65,890	65,847
		結核病棟	18	18	15
			18	18	15
			490	463	337
		精神病棟	76	75	75
			83	81	81
			3,774	3,673	3,671
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	13	14	17	
		110	122	146	
		5,084	5,516	6,593	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護配置・看護師比率に応じて1～5に区分	236	298	389	
		518	594	775	
		22,974	26,579	32,299	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		有床診療所入院基本料	11,566 — 137,848	10,925 — 129,732
有床診療所療養病床入院基本料	2,081 — 15,401	2,072 — 15,650	1,990 — 14,507	

(2) 入院基本料加算

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		入院時医学管理加算	102 37,173	114 43,596
紹介外来加算	488 223,150	645 288,423	765 332,303	
紹介外来特別加算	162 57,784	206 75,567	234 83,170	
急性期入院加算	332 119,298	376 132,906	470 174,233	
急性期特定入院加算	19 6,701	41 14,514	76 27,011	
地域医療支援病院入院診療加算2	25 6,064	30 8,402	49 17,187	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
臨床研修病院入院診療加算 (平成16年新設)	・単独型又は管理型臨床研修指定病院(大学病院を含む) ・診療録管理体制加算を算定している ・「研修医」2.5人につき指導医(臨床研修7年以上)1人以上等	— —	— —	587 —	
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備等	1,032 373,211	1,263 434,862	1,590 530,425	
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、療養病棟又は精神病棟 ・入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上	301 31,785	556 51,076	851 76,941	
新生児入院医療管理加算	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・入院患者数と看護職員数の比が常時6対1以上等	74 904	66 779	64 681	
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室等	1,075 120,577	1,226 145,687	1,404 163,461	
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重傷者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・療養に適している個室又は2人部屋の病床	2,133 51,880	2,216 54,835	2,286 73,086	
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅等に応じて1～3に区分	1	1,625 114,621	1,761 116,564	1,919 125,850
		2	914 46,922	930 47,458	1,007 51,964
		3	245 13,855	221 12,559	209 11,097
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分	1	771 6,614	775 6,864	788 6,986
		2	1,533 12,296	1,481 11,940	1,440 12,031
緩和ケア診療加算	・緩和ケア診療を行うにつき十分な体制の整備 ・財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている	20 —	29 —	34 —	
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保	162 11,529	176 8,029	186 4,359	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		精神病棟入院時医学管理加算	140 24,046	152 25,257
児童・思春期精神科入院医療管理加算	7 430	7 478	8 547	

(3) 特定入院料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		救命救急入院料	157 4,709	159 4,724
特定集中治療室管理料	452 3,600	473 3,536	509 3,928	
ハイケアユニット入院医療管理料 (平成16年新設)	— —	— —	18 190	
新生児特定集中治療室管理料	202 1,430	207 1,345	215 1,503	
総合周産期特定集中治療室管理料	31	35	39	
母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 268	(病床数) 294	(病床数) 312	
新生児集中治療室管理料	(病床数) 394	(病床数) 449	(病床数) 488	
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	23 65	26 81	28 57	
一類感染症患者入院医療管理料	5 8	7 12	8 14	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・ 入院患者数と看護職員及び看護補助者の数の比が2対1以上 ・ 病棟における5割以上が看護職員（うち2割以上以上が看護師）等 	48 604	57 1,492	58 855	
小児入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～3に区分 ※ 平成16年改正 小児入院医療管理料1の在院日数の要件が14日以内から21日以内に変更 小児入院医療管理料1及び2の混在した届出が可能（平成16年改正前は、条件付きで1病棟に限度で届出可能） 	1	52 2,087	66 2,671	121 5,978
		2	171 5,493	227 7,220	218 6,659
		3	138 —	133 —	115 —
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・ 入院患者数と看護職員数（うち4割以上が看護師）の比が3対1以上 ・ 入院患者数と看護補助者数の比が6対1以上 ・ リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士の配置 	一般病棟	(病棟数) 93 (病床数) 4,082	(病棟数) 195 (病床数) 8,765	(病棟数) 255 (病床数) 11,538
		療養病棟	(病棟数) 178 (病床数) 8,512	(病棟数) 274 (病床数) 12,970	(病棟数) 401 (病床数) 16,271
亜急性期入院医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護配置2.5対1以上 ・ 病棟の看護職員の最小必要数の7割以上が看護師 ・ 在宅復帰支援担当者の配置 ・ 退院患者の6割以上が居宅等へ退院している 等 	— —	— —	327 3,843	
特殊疾患療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上 ・ 5割以上の看護職員（うち2割以上以上が看護師） ・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させる一般病棟、療養病棟又は精神病棟 ・ 該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1	85 5,405	144 8,385	172 9,430
		2	102 7,406	200 13,282	246 15,434
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・ 入院患者数と看護師数の比が1.5対1以上 等 	116 2,176	125 2,423	140 2,689	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 入院患者数と常勤医師数の比が1.6対1以上 当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 入院患者数と看護師数の比が2対1以上 精神科救急医療施設 等 	1 50	8 329	14 602	
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 精神科救急医療施設 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	91 4,696	101 5,223	124 6,516
		2	9 480	11 555	12 696
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	571 67,577	620 73,247	678 80,325
		2	32 2,852	17 1,252	9 641

3 短期滞在手術基本料（日帰り手術、1泊2日入院による手術を行うための環境及び必要な術前・術後の管理や定期的な検査、画像診断、麻酔管理を包括的に評価）

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
短期滞在手術基本料	<ul style="list-style-type: none"> 麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	69 43	82 59	87 72
		2	82 18	87 23	96 25

4 指導管理等

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、耳鼻咽喉科に十分な経験を有する常勤医師配置	780 1,819	693 1,873	723 1,891
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,440 14,653	1,387 14,967	1,375 15,149
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制等 ※平成16年改正 連携する他医療機関の医師数を5名から3名に変更、診療体制を常時から夜間・休日・深夜に変更、他医療機関の医師のみ算定から当院医師も算定可に変更	(医療機関数) 10 (連携数) 136	(医療機関数) 17 (連携数) 186	(医療機関数) 173 (連携数) 1,226
手術前医学管理料	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理を実施	1,188 1,587	1,215 1,615	1,229 1,639
開放型病院共同指導料(1)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 ※平成16年改正 2次医療圏の1つの診療科主とする当該病院の開設者と関係のない10以上の診療所の医師又は歯科医師の登録、当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録と施設基準を追加	(医療機関数) 480 (病床数) 19,767	(医療機関数) 550 (病床数) 22,305	(医療機関数) 621 (病床数) 24,744
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設等	(病院数) 5,231	(病院数) 5,367	(病院数) 5,432

5 在宅医療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
在宅時医学管理料	・診療所又は許可病床数200床未満の病院 ・緊急時の入院体制の整備等	1,060 5,992	1,087 6,337	1,080 6,661
在宅末期医療総合診療料	・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備 ・緊急時の入院体制の整備	863 4,423	895 4,880	913 5,235
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 28,012	(薬局数) 29,880	(薬局数) 31,528

6 検査

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成14年	平成15年	平成16年
血液細胞核酸増幅同定検査	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等 		475 0	474 0	473 0
検体検査管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 等 臨床検査を専ら担当する常勤医師の有無に応じて、1及び2に区分 	1	2,961 105	3,123 123	3,265 155
		2	653 1	691 1	737 1
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	(送信側) <ul style="list-style-type: none"> 離島等に所在する保険医療機関等 病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 (受信側) <ul style="list-style-type: none"> 病理検査を担当する常勤医師の配置 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等 	送信側	31 3	39 0	46 0
		受信側	16 —	20 —	20 —
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		312 0	328 1	340 1
人工臓臓	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		(医療機関数) 94	(医療機関数) 94	(医療機関数) 94
長期継続頭蓋内脳波検査	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		239 0	244 0	247 0
神経磁気診断 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等 		— —	— —	18 0
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 		10 0	9 0	8 0
補聴器適合検査	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 当該検査を行うにつき十分な装置・器具 		168 117	195 138	208 154

7 画像診断

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成14年	平成15年	平成16年
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 放射線科を標榜する医療機関 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているかに応じて、1及び2に区分等 	1	662 72	698 96	720 117
		2	703 0	811 0	834 0
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院	送信側	44 4	41 11	75 13
		受信側	18 —	22 —	37 —
特殊CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> 当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 共同利用率が5%以上 		(医療機関数) 492 (機器数) 516	(医療機関数) 510 (機器数) 535	(医療機関数) 588 (機器数) 626
特殊MRI撮影	<ul style="list-style-type: none"> 当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 共同利用率が5%以上 		(医療機関数) 620 (機器数) 648	(医療機関数) 736 (機器数) 780	(医療機関数) 898 (機器数) 971
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> 断層撮影を行うにつき十分な機器、施設等 核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1名以上 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		(医療機関数) 30 (共同利用率要件該当) 13	(医療機関数) 41 (共同利用率要件該当) 19	(医療機関数) 55 (共同利用率要件該当) 34

8 注射

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成14年	平成15年	平成16年
外来化学療法加算	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機器及び十分な専用施設 ※ 平成16年改正 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることという要件を削除 		209 1	343 2	709 19

9 リハビリテーション関係

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
心疾患リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料の施設基準を満たす 訓練又は療法を行うにつき器械・器具を具備 ※ 平成16年改正 循環器科若しくは心臓血管外科を標榜する医療機関であり、緊急時に円滑な対応ができる体制が確保されていることという要件の追加。 	114 0	129 0	165 0	
総合リハビリテーション施設	<ul style="list-style-type: none"> 専任の常勤医師が2名以上 等 理学療法士数、作業療法士数、専用施設の広さ等に応じて、A及びBに区分 	A	603 2	712 7	806 6
		B	23 0	46 0	68 0
理学療法	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士の配置 十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 医師、理学療法士の勤務体系、施設の広さ等に応じて、(Ⅱ)及び(Ⅲ)に区分 ※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更 	(Ⅱ)	3,678 719	3,711 763	3,718 832
		(Ⅲ)	746 568	730 689	725 775
作業療法	<ul style="list-style-type: none"> 医師、作業療法士の配置 十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 ※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更 	(Ⅱ)	1,421 156	1,496 176	1,571 201
言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> 医師、言語聴覚士の配置 十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 言語聴覚士数、専用施設数等に応じて、(Ⅰ)、(Ⅱ)に区分 ※ 平成16年改正 (Ⅲ)を新設 (Ⅰ)、(Ⅱ)について、個別療法室又は集団療法室のいずれか一方のみの設置でも届出可能とした。 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更 	(Ⅰ)	250 20	352 23	433 28
		(Ⅱ)	1,400 131	1,552 166	1,636 199
		(Ⅲ)	— —	— —	83 22
難病患者リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 専任の常勤医師、専従の従事者 専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 ※ 平成16年改正 対象疾患を追加 		13 7	13 6	12 7

10 精神科専門療法

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
精神科作業療法	・専従の作業療法士1名以上 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	970 1	1,023 1	1,075 1	
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	489 120	512 135	544 148
		小規模なもの	382 214	407 223	432 235
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	91 59	96 67	100 72	
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	151 61	173 56	186 63	
医療保護入院等診療料 (平成16年新設)	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	— —	— —	1,027 0	

11 処置

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：うち症例数要件該当)		
		平成14年	平成15年	平成16年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等 (年間実施件数20件未満の場合、所定点数の70%で算定) ※ 平成16年改正 副甲状腺を追加	101 39	107 30	(甲状腺) 115 25
				(副甲状腺) 63 15

1 2 手術

	施設基準の説明	届出医療機関数（病院数）		
		平成14年	平成15年	平成16年
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	419	433	447
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	447	507	568
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	82	86	89
両室ペースメーカー移植術 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	133
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	163	185	219
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	143	147	150
植込み型補助人工心臓 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	766	804	828
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	380	399	404
経皮的な中隔心筋焼灼術 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	199
経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アブレーションによるもの）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	233	243	252
生体部分肝移植	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	54	58	62
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術（電池交換を含む）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	（医療機関数） 2,983	（医療機関数） 2,989	（医療機関数） 2,923
大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	（医療機関数） 1,487	（医療機関数） 1,512	（医療機関数） 1,538

※ 上記手術については、施設基準に適合している限り所定点数を算定。

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成14年	平成15年	平成16年
			区分1	頭蓋内腫瘍摘出術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間50例(専門医の場合は30例)以上(平成14年については、年間30例(専門医の場合は18例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算
黄斑下手術等	427	407		425 871	
鼓室形成手術等	260	185		163 793	
肺悪性腫瘍手術等	503	401		398 1,613	
経皮的カテーテル心筋焼灼術等	129	110		130 651	
区分2	靭帯断裂形成手術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間10例(専門医の場合は6例)以上(平成14年については、年間7例(専門医の場合は4例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	825	713	760 1,943
	水頭症手術等		971	907	941 1,401
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		183	122	134 751
	尿道形成手術等		784	738	855 1,328
	角膜移植術		120	104	109 488
	肝切除術等		1,042	962	1,015 1,950
	子宮付属器悪性腫瘍手術等		605	507	504 1,210

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成14年	平成15年	平成16年
			区分3	上顎骨形成術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間5例(専門医の場合は3例)以上(平成14年については、年間3例(専門医の場合は2例)以上) ※平成14年新設
上顎骨悪性腫瘍手術等	(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	(医科) 427 (歯科) 32		(医科) 361 (歯科) 53	(医科) 375 816 (歯科) 54 79
パトリウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)		194		139	130 1,072
母指化手術等		(医科) 237 (歯科) 8		(医科) 198 (歯科) 10	(医科) 184 920 (歯科) 10 20
内反足手術等		79		59	60 917
食道切除再建術等		822		668	641 1,723
同種腎移植術等		94		86	90 443
人工関節置換術	(平成15年まで) ・整形外科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有する常勤医師3名以上 ・年間50例以上(平成14年については、年間30例以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	537	402	418 2,190	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成14年	平成15年	平成16年
乳児外科施設基準対象手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児外科を標榜 ・年間20例以上(平成14年については、年間15例以上) ※ 平成14年新設 <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	23	33	32 224
心臓移植術及び心臓交換術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器科を標榜 ・循環器科の経験を5年以上有する常勤医師2名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間30例以上(平成14年については、年間20例以上) ・心臓電気生理学的検査を年間10例以上(平成14年については、年間7例以上) ※ 平成14年新設 <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	474	465	478 1,825
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓血管外科を標榜 ・心臓血管外科を専ら担当する常勤医師3名以上(うち5年以上の経験を有する常勤医師2名以上) ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※ 平成14年新設 <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	239	202	194 639

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成14年	平成15年	平成16年
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	(平成15年まで) ・循環器科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有す常勤医師2名以上(うち10年以上の経験を有す常勤医師1名以上) ・5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師1名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※ 平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	649	631	671 1,204

注) 平成14年の区分1～3は、平成14年11月1日現在の届出状況である。
 また、平成14年においては、症例数の激変緩和措置が行われている。

1.3 麻酔

	施設基準の説明	届出医療機関数		
		平成14年	平成15年	平成16年
麻酔管理料	・算定する旨を社会保険事務局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,410	2,560	2,622

1.4 放射線治療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師の配置 ・十分な機器、施設の保有	394 1	409 0	416 1
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	(医療機関数) 492	(医療機関数) 511	(医療機関数) 539
直線加速器による定位放射線治療(平成16年新設)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師、常勤診療放射線技師、機器の精度管理を担当する者の配置 等	—	—	(医療機関数) 79

15 歯科関係

	施設基準の説明	届出医療機関数			
		平成14年	平成15年	平成16年	
病院歯科初診料	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師が常時2名以上等 ・紹介率、規定する手術の症例数に応じて、1及び2に区分 	1	296	317	346
		2	27	27	23
かかりつけ歯科医初診料	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師が常時1名以上 ・補綴物維持管理料の届出 ・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保等 		59,863	61,476	63,001
感染予防対策管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関 ・感染予防対策委員会を月1回程度定期的に開催 ・感染予防対策委員会による感染対策マニュアルの作成等 ※平成16年改正 病院歯科感染予防対策管理料から名称変更 		225	236	263
病院歯科共同治療管理料(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関 ・症例検討室等の必要な構造設備の保有 ・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保等 		84	107	115
歯科治療総合医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具等 		—	—	7,649
地域医療連携体制加算 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・緊急時の連携体制の確保等 		—	—	5,932
歯周疾患継続治療診断料	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・十分な体制の整備 		53,753	55,774	57,393
歯科口腔継続管理治療診断料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・常勤の歯科衛生士又は看護師1名以上の配置 		—	—	22,507
補綴物維持管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険医療機関 		64,994	66,184	66,979

16 その他（入院時食事療養の基準等に係る届出状況）

	基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
入院時食事療養（Ⅰ）	・栄養士により行われている	8,842	8,796	8,755
	・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	1,936	2,029	2,084
特別管理	・管理栄養士により行われている	7,235	7,406	7,547
	・適時・適温の食事療養が行われている 等	413	469	492